

## ケミトックス環境ニュース (Vol. 45)

2016年7月13日  
株式会社ケミトックス  
住田智希  
河戸淳仁

## 施行された EU の RoHS 指令のその後

## RoHS 指令不適合の指摘

RoHS 指令は 2006 年 7 月 1 日より施行され、EU で使用される電気・電子機器には、「鉛」、「水銀」、「カドミウム」、「六価クロム」、「ポリ臭素化ジフェニルエーテル」の 6 物質は原則、閾値以上含有すると不適合として指摘される特定有害物質使用制限指令となります。

RoHS 指令を審議して策定している段階で、2001 年、オランダ当局からゲーム機のケーブルに規定以上のカドミウムが含有していたことによりゲーム機が税関でストップしました。これは、クリスマス商戦の前の出来事であったために、大きな損失となり、日本の電機業界に大きな衝撃が走りました。この事件を契機に、また、RoHS 指令が施行するのが目前に迫っていることから、日本では、化学物質管理の重要性を認識して対応するようになりました。対応には組織だって、仕組みを作り、効率の良い手法で化学物質の調査も実施されるようにもなりました。このような仕組み作りによって RoHS 指令に適合するように動き出しました。

しかし、一方で RoHS 指令に適合していない製品も EU に出荷されており、NGO や当局などから指摘される事例も発生するようになりました。 それでは、RoHS 指令が施行される前に欧州で市販されているパソコンを市場から購入して分析調査した事例から紹介しましょう。環境 NGO のグリーンピース\*は、2006 年 3 月に欧州の市場に出回っているパソコンが、どのような実態であるかを先ず分解して分析しましたが、このような調査を行った先駆的な事例ではないかと思えます。その結果を” Toxic Chemicals in Computers” の題名で 2006 年 9 月に報告しています。

\* 環境保護団体 (NGO) で、オランダのアムステルダムに本部を置き、会員数 430 万人を擁する自然保護や環境保全に関して活動している団体で日本にも支部が存在する。

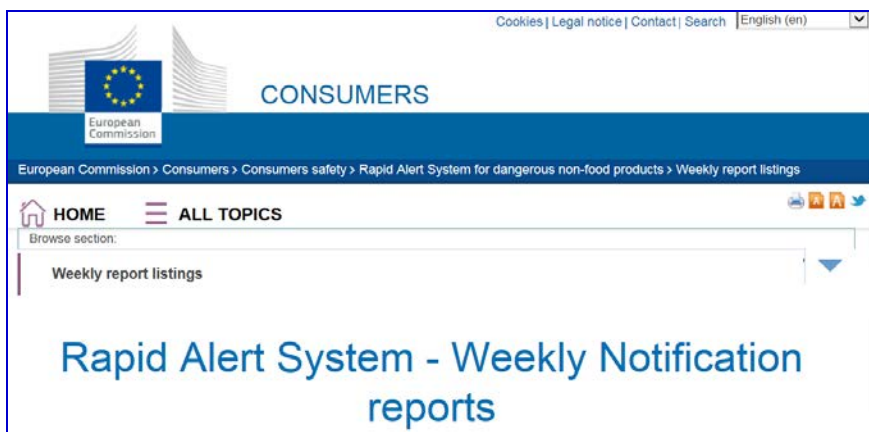


### Toxic Chemicals in Computers

この報告書はネットで、今でも閲覧が可能で資料もダウンロードすることができます。  
<http://www.greenpeace.org/international/press/reports/toxic-chemicals-in-computers>

この報告書によると閾値以上の特定有害化学物質が検出されました。市販されたのが、RoHS 指令施行前でしたので法的に違反することではありませんでしたが、電機業界において指令に適合するように警告した形となり、これは大変貴重な報告書となりました。

このような経緯もあり、RoHS 指令に適合するように各企業は努力して対応しました。RoHS 指令施行後、10 年になろうとしています。実は、RoHS 指令に適合しない製品が、まだ、EU に出荷されている実態があります。この実態を調べるには次の EU のシステムを使うことによって可能です。EU の中に、食品や調剤及び医療用の装置を除く民生製品に対する EU 緊急警告システムとして” RAPEX” というのがあります。このシステムでは、消費者の健康と安全に深刻な危害を引き起こす可能性のある製品の販売と利用を防止・制限する措置を実施する主要な連絡窓口で EU 委員会を通して、加盟国間における迅速な情報交換を行うことを可能にしたシステムです。



[http://ec.europa.eu/consumers/consumers\\_safety/safety\\_products/rapex/alerts/main/?event=main.listNotifications](http://ec.europa.eu/consumers/consumers_safety/safety_products/rapex/alerts/main/?event=main.listNotifications)

また、この緊急警告システムでは各国当局の命令による措置と製造者・供給者が自主的

に行った措置の情報も網羅されています。 EU 委員会は毎週金曜日に各国当局が報告した危険製品の週間概要 (RAPEX Notification) を公表しており、この週間概要では、製品に関する全ての情報とあらゆる危険情報、報告国が実施した措置も公表しています。

このシステムには検索機能もありますので過去の RoHS 指令や REACH 規則の違反事例などをオンライン上で調べることができます。上記のサイトに接続し” Search” をクリックすると” Years”、” Free Text Search”、” Product Category” などを記入して検索すれば、下にその結果が表示される仕組みとなっています。不適合の製品を製造している国は、どうも一部の国に集中していることが分かります。これは、米国が同様なシステムで実施しています CPSC のリコール情報でも、同じ国から発生しています。

最後になりますが、中国版 RoHS に関して、日系メーカーの中国で生産された電子レンジにラベル表示が実施されていない点が中国当局から指摘された事例が 2007 年 11 月に発生しています。これは、中国版 RoHS は有害物質が含有していても販売はできるもののラベル表示の義務を怠ったために不適合として指摘され出荷停止となりました。このように中国版 RoHS は EU の RoHS 指令と異なり、例え 6 物質が混入していても含有を示すマークを貼付すれば、販売することができる仕組みであり、その微妙な運用面での違いを理解する必要があります。いずれにしても環境規制に適合していることが重要ではないかと思えます。